

令和7年度電気・ガス料金負担軽減支援事業

《 国によるガス料金の支援について 》

平素より都市ガスのご利用ならび弊社には格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年11月21日に閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策」において、物価高により厳しい状況にある生活者を支援するため、「エネルギーコスト等の負担軽減」の施策として、家庭の電力使用量の最も大きい時期である1月から3月までの間、冬期の電気・ガス料金への支援（補助金交付事業）を実施することが盛り込まれました。

https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/1121_taisaku.pdf

この経済対策に基づく国からの電気・都市ガス小売事業者への協力依頼を請け、弊社としましてもこの事業に対して都市ガス小売事業者として補助金交付申請を致しました。

お客様へは下記の通りガス料金（基準単位料金から）の値引きとして還元させていただきます。
(なお、お客様には値引きの為の申込み等、お手続きは必要ございません。)

(1) 適用期間および値引き

- 2026年 2月検針分(=1月使用分) 1m³あたりの値引き 18.0円/m³ (税込)
(参考：標準家庭の2月検針ご請求分から 1,152円の値引き)
- 2026年 3月検針分(=2月使用分) 1m³あたりの値引き 18.0円/m³ (税込)
(参考：標準家庭の3月検針ご請求分から 954円の値引き)
- 2026年 4月検針分(=3月使用分) 1m³あたりの値引き 6.0円/m³ (税込)
(参考：標準家庭の4月検針ご請求分から 294円の値引き)

適用期間外	適用期間				適用期間外
1月検針 12月使用分 なし	2月検針 1月使用分 ▲18.0円/m ³	3月検針 2月使用分 ▲18.0円/m ³	4月検針 3月使用分 ▲6.0円/m ³	5月検針… 4月使用分… 未定	

* 参考値引き額は、弊社供給区域内の家庭用需要家における2025年の各月ガス使用量実績平均から算出しています。

* なお、都市ガス年間契約量が1,000万m³以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

(2) お問合せ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧いただくか、下記の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 「電気・ガス料金支援」

TEL : 0120-013-305 受付時間：平日 9時 から 17時まで

